

市政情報 BOX

休日の納付相談を実施

【日時】3月17日、4月21日、5月19日の日曜日、9時～17時

【場所】市役所本館1階(西口から入場可)

【内容】

- ◆納付相談…国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額(保育料)
 - ◆国民健康保険喪失届の受け付け
- ▶納付相談は、債権管理課(☎66・1007)、国民健康保険の脱退手続は、保険医療課(☎66・1003)へ。

軽自動車・バイクの廃車・名義変更届は年度内に

平成31年度の軽自動車税は、今年4月1日の所有者に1年分の税額がかかります。また、月割による還付制度がないため4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても1年分の年税額が課税されます。軽自動車・バイクの所有状況に異動があった人は、3月末までに届出を。
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

税の申告受け付け

◆市・府民税の申告

【日時】3月15日(金)までの平日、9時～16時

【場所】市役所、西支所

▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

◆所得税の確定申告

【日時】3月15日(金)までの平日、9時～16時

【場所】舞鶴税務署

【その他】e-taxで確定申告書の作成、送信ができます。作成した確定申告書を郵送で提出することもできます。作成方法などは、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」でご確認を。右のコードからアクセス可。
▶詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。



放課後児童クラブ 市民税非課税世帯などに補助

【対象世帯と補助額】

- ◆平成30年度市民税非課税世帯…30年度利用額の2分の1
 - ◆生活保護世帯、中国残留邦人などを支援する法律の適用を受ける世帯…30年度利用額の全額
- ※いずれもおやつ代や保険料などは除く

【申請方法】

申請書(利用者には案内済み)に必要な書類を添えて3月14日(木)までに、子ども支援課か西支所保健福祉係へ持参。
▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

引っ越しの手続きはお早めに

◆転出届

転出予定日の14日前から市民課、西支所市民・年金係、加佐分室で受け付け。郵送での届け出もできます。

◆転入届

転入から14日以内に前住所の市区町村役場が発行する転出証明書を持って市民課か西支所市民・年金係、加佐分室に届け出を。郵送での届け出はできません。

いずれも本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要。本人が窓口に来ることができない場合、代理人による届け出ができます(委任状と代理人の身分証明書が必要)。マイナンバーカード、通知カードを持っている人は手続きの際に持参。

◆その他の届け出

国民健康保険や福祉医療、水道の使用開始・休止などの手続きが必要な場合があります。下表窓口で手続き・相談を。

手続きの内容	窓口
転出・転入の届け出	市民課(☎66・1001) 西支所市民・年金係(☎77・2252) 加佐分室(☎83・0014)
国民年金	障害福祉・国民年金課(☎66・1004) 西支所市民・年金係(☎77・2257)
国民健康保険	保険医療課(☎66・1003) 西支所保健福祉係(☎77・2253)
後期高齢者医療、福祉医療(老人・障害者・ひとり親家庭・子育て支援)	保険医療課(☎66・1075) 西支所保健福祉係(☎77・2253)
介護保険	高齢者支援課(☎66・1013) 西支所保健福祉係(☎77・2253)
障害者手帳	18歳以上 障害福祉・国民年金課(☎66・1033、FAX 62・7957) 西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX 77・1800)
	18歳未満 子ども支援課(☎66・1094、FAX 62・7957) 西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX 77・1800)
児童手当、(特別)児童扶養手当	子ども支援課(☎66・1094) 西支所保健福祉係(☎77・2253)
ごみの収集	生活環境課(☎66・1005)
し尿の収集、犬の登録変更	生活環境課(☎66・1064)
上下水道の使用開始・休止	お客様サービス課(☎62・1632) 西・上下水道係(☎75・2259)
バイク(125cc以下)の登録変更	税務課(☎66・1026) 西支所税務・納税係(☎77・2256)
小・中学校の転校	学校教育課(☎66・1072)

※転出・転入手続きの情報は市ホームページにも掲載(右のコードからアクセス可)



舞鶴市都市計画審議会の結果

2月1日に行われた舞鶴市都市計画審議会で次の都市計画の決定・変更について原案のとおり可決されました。

- ◆舞鶴都市計画 地区計画の決定(室牛地区)
- ◆舞鶴都市計画 道路の変更(伊佐津境谷線)
- ◆舞鶴都市計画 公園の変更(舞鶴赤れんがパーク)
- ◆舞鶴都市計画 下水道の変更(舞鶴市公共下水道 西処理区)

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

臨時的任用職員の登録を募集中

臨時的任用職員の登録者を随時募集しています。任用の必要が生じた場合に、登録している人から選考(面接など)を行い任用を決定します。

※登録することが任用決定ではありません。

【対象】65歳まで

【申し込み方法】

申し込み書(人事課、西支所、加佐分室に備え付け。市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入し、郵送か持参で人事課へ。

【登録有効期間】2年

《臨時的任用職員とは》繁忙期や緊急の場合、臨時に設置される業務などに関して6か月を超えない期間で任用。6か月を超えない期間で1回更新することがあります。

▶詳しくは、人事課(☎66・1066)へ。

3月16日の鉄道ダイヤ改正など

◆JR

《JR西舞鶴駅にみどりの券売機プラスを導入》

オペレーターと会話ができ、指定席や新年度の通学定期券の購入、切符の変更、払い戻しなどもできるみどりの券売機プラスをJR西舞鶴駅に設置。これにより指定席等の販売時間が5時30分～23時までに延長しました。

《ダイヤ改正》

3月16日(土)に実施されるダイヤ改正についてはJRおでかけネットで。右のコードからアクセス可。

▶詳しくは、JR西日本お客様センター(☎0570・00・2486)へ。

◆京都丹後鉄道

《ダイヤ改正》

3月16日(土)に実施されるダイヤ改正については、京都丹後鉄道ホームページで確認を。右のコードからアクセス可。

▶詳しくは、京都丹後鉄道(☎0772・25・2323)へ。

※電話の受け付け時間は平日の9時～18時

清掃事務所整備に係る生活環境影響調査書の縦覧

可燃ごみ処理施設が老朽化し、安定した運転が困難になることから、平成26年度に策定した「清掃事務所長寿命化計

京都府議会議員一般選挙

投票日 4月7日(日)
投票時間 7時～20時

◆投票できる人

平成13年4月8日までに生まれた日本国民で、平成30年12月28日までに舞鶴市の住民基本台帳に登録され、投票日まで引き続き舞鶴市に住んでいる人。

◆期日前投票

期間	3月30日(土)～4月6日(土)	
場所	市役所・西支所・加佐分室	らぼーる
時間	8時30分～20時	10時～19時

▶詳しくは、市選挙管理委員会事務局(総務課内、☎66・1044)へ。

画)に基づいて整備事業を進めています。このたび、施設整備に係る「生活環境影響調査書」を次のとおり縦覧します。

【期間】4月1日(月)まで、8時30分～17時15分

【場所】

清掃事務所(16時以降の閲覧は事前連絡が必要)、生活環境課

【意見書の提出方法】

施設整備に利害関係のある人は、意見書を提出できます。4月15日(月)までに住所、氏名、施設名称、生活環境保全上の考えからの意見を記載して、清掃事務所か生活環境課へ。

▶詳しくは、清掃事務所(☎63・1614)か生活環境課(☎66・1005)へ。

トイレを使わなくなる時は清掃を

家屋の解体や引っ越し、水洗化工事などで汲み取り式トイレや浄化槽を使わなくなる場合、最終汲み取り・浄化槽清掃が必要です。また、作業完了時には「最終汲み取り・浄化槽清掃届出書」の提出が必要です。依頼は、下表の各担当地域のし尿収集業者へ。

舞鶴厚生(株) ☎62・1484	東地区(寺川以西を除く)、西地区(清美が丘、南上安、上安東町、JR舞鶴線以北の上安)
舞鶴保健興業(有) ☎75・1506	東地区(寺川以西)、中地区(全域)、西地区(吉原、匂崎)
(株)アクア ☎75・2185	西地区(上記2社以外の区域)、加佐地区(全域)

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

市の人口と世帯数

人口 80,695人 (-86人) 世帯 34,575世帯 (-21世帯)
男 40,081人 (-48人) 女 40,614人 (-38人) ※平成31年2月1日現在の推計人口。()内は前月比